

人権教育に関する特色ある実践事例

基準の観点	学校全体として人権尊重の視点に立った学校づくりが組織的かつ効果的に進められている実践事例
-------	--

1. 基本情報

○都道府県名及び市町村名

山梨県南都留郡道志村

○学校名

道志村立道志中学校

○学校のURL

なし

2. 学校紹介

○学級数

【通常の学級】各学年1学級、【特別支援学級】なし、【合計】3学級

○児童生徒数

【全児童生徒数】37人（平成26年11月25日現在）
（内訳：1年11人、2年14人、3年12人）

○人権教育開発推進事業、人権教育研究推進事業実績（実施年度及び事業の別）

なし

○学校の教育目標、人権教育に関する目標など

【学校の教育目標】

「人間性豊かな生徒の育成」 校訓「和の心」

【人権教育に関する目標】

- ・知、徳、体の調和を重視し、人間性豊かな生徒の育成
- ・思いやりの心をもち、他と協調できる生徒の育成
- ・情操豊かで、美しいものを愛する生徒の育成

○人権教育に係る取組一口メモ

生徒会活動、学校行事等を通じて、生徒の主体的な自治活動を促進し、人権が尊重される学校教育を目指している。

○人権教育にかかる取組の全体概要

教科・道徳・総合的な学習の時間・学校行事等、教育活動全般を通して人権に関しての生徒の意識を高める。

- ・外部講師の活用（思春期講演会・人権講演会・弁護士による授業・植物栽培）
- ・体験活動（自然体験・職業体験）
- ・生徒会で行うボランティア活動などによる人権意識の啓発

3. 特色ある実践事例の内容

◇自主管理を目指す「通学用指定カバンの自由化」の取組

基本的人権の尊重は日本国憲法第97条に規定されており、その精神は本校においても全教育活動を通じて育成することが求められている。特に、本校のような全校生徒37人という少人数学級・小規模校においては、生徒会活動をより民主的な活動へと発展させることを通して、人権尊重の精神を醸成することが重要であると捉えている。そして、全職員がそのことを共通理解し、生徒会活動を人権教育を進める上での大きな柱として位置付け、創意工夫によるダイナミックな活動を仕組むように心掛け、指導に当たっている。

本校では、本年度3学期から始まる校舎改築に伴い、そのことを生徒の側から主体的に受け止め、生徒会が組織として改めて前進的な学校生活を切り拓いていこうとする態勢づくりにつなげようと考えた。現行の校則や生徒会規約等を見つめ直す有効な機会として、「通学用指定カバンの自由化」を生徒会が取り組む題材として設定した。

4月の職員会議の本年度の生徒会活動についての協議で、「今ある活動をより民主化し、自治活動の筋道を教えていくことが、人権教育に有効である」ということが全職員で確認された。それを基に、生徒会活動や学級活動の状況を分析して実態に応じて伸ばすべき能力や資質を見定めるとともに、自治活動は生徒会の権利であり保障されるべきものであることを前提に、日々の学校生活における要望等の実現に向けた活動を通して、生き生きとした生徒会活動の展開を意図した取組を進めている。

具体的には、生徒会本部が1学期に行った「学校生活アンケート」の要望実現に向けて、生徒会として、「通学用指定カバンの自由化」と「学年役員定数の変更」を取り上げた。本校の服装規定にある「通学用カバンは、本校指定のものとする」という規定を廃止して、「通学用カバンは、自由とする」こと、その判断基準として、(1)中学生らしいカバンとする、(2)受験時にも使用できる物とする、ということを生徒会として生徒全員の創意のもとに、臨時生徒総会で決議した。

生徒会本部が原案を提出して、学級討議、臨時生徒総会での決議、準備期間（移行期間）の設定、「中学生らしいカバンとは何か」の判断基準を確認する集会を経て、「通学用指定カバンの自由化」を施行し、「学年役員定数の変更」も臨時生徒総会で本部原案が可決され承認された。

なお、教職員による校則検討委員会と生徒会の取組と並行して、PTA理事会での保護者への理解と協力をお願いし、指定カバンの取扱業者の了解も得られた。

この取組を通して、自主管理「自分たちの生活は、自分たちの手で築く」という生徒会の「規律と秩序」に対する意識の高揚とその認識の共有を形成することができたように思われる。教職員の指導力に依拠しながらも、感性的な充実感や連帯感だけではなく、変動する社会を生き抜いていく能力育成のための取組であった。

◇系統的な平和学習の取組

生徒の自治能力とは、集団の内側から人間としての正義や価値を維持し確認合いながら、新たに創造していく力であるとも言われている。その能力の育成は、生徒

一人一人の人権尊重の精神を内面に形成するための有効なステップとなることを指導方針の大きな柱に据えて、平成26年度の「ヒロシマへの修学旅行」に取り組んだ。その取組の原点として、3年生が学級活動で話し合っただけで決めた「修学旅行で目指すもの」の概要は、次の通りである。

【ヒロシマへの修学旅行で目指すもの】

○修学旅行のテーマ

－自治の力、未来を切り拓く力－

○目的（一部抜粋）

- ・ 自分たちで計画し、自分たちで行動する。グループや集団行動を通し、動いていく力を強め、「自治」をより高いものにする。3年生という集団のレベルを上げる。
- ・ 日本は戦争の被害者であるが、加害者でもある。これまで起こってきた事実としっかりと向き合った上で、未来を担っていく若者としての在り方を考える。

○目指すもの（一部抜粋）

- ・ 「第五福竜丸」で学んだことを生かして、もっと深く日本で起きた歴史について知り、考える。その人たちがいたからこそ、今私たちが平和に暮らせているということを実感して、学んだことだけでなく、今後私たちに何ができるのかを考える。

◇創作劇を通しての人権学習

・取組の経緯

本校では、学園祭において創作劇「新・巖道峠^{がんどう}」に取り組んでいる。このもとになる教育実践は、創作劇「巖道峠」旧第1作～第8作として、道志小学校久保分校で昭和57年度から平成10年度の分校が閉校になるまで17年間続いた。創作劇の活動は、地域調べや米作りなどとともに教育活動の一部に位置付けられている。実践のねらいは、地域の理解と表現力の向上である。実践は地域住民にも根付き、地区全体で支えられている。子供たちにとって地域を知ることができ、地域住民との交流を深めることができるとともに、表現力も身に付いてきている。地域に根ざした実践は、様々な教育効果をあげている。現在、この村に住んでいてもインターネットや各種メディアを通して、様々な情報に接することができる。また、流通の発達でいつでも必要な物品を得ることもできる。道路の整備も進み、村外に容易に出られるようになった。便利になったことで、この地域を意識しなくても生活できる時代になったのである。しかし、この地域には、昔から受け継がれてきた生活様式や文化、自然がある。これを大切に守り、発展させることは住民としての義務ともいえる。中学生もその一躍を担う必要がある。そのために、生徒自ら村を知る活動が今必要であることから、この取組を行っている。

・取組の理由

◎地域を学ぶ手立てとして有効である。

創作劇「新・巖道峠」の脚本は、地域の歴史的な事実に基づいて書かれている。創作劇を創りあげる過程で、この村で起きた出来事や生活の様子を知ることがで

きる。村を知り、愛着や誇りに思う気持ちが村を支える力になる。

◎創作劇は総合的な教育活動である。

1つの作品を仕上げるためには、役割を分担して演劇練習、舞台づくりなど多くのことが必要である。多くのことを学ぶことができる。体験的な学習活動を通して、生徒同士がお互いの良さ認め、助け合うことの大切さを実感できる。

◎表現力が身に付く。

限られた人間関係の中で暮らすこの地域の子供たちの表現力を向上させる手立てとして有効であると考えます。

◎開かれた学校づくりの手立てとなる。

創作劇を通して保護者・地域住民が、本校の教育活動を理解する機会とするとともに、ふるさつを見つめ直す機会になる。

◇人権教室の実施

・目的

生徒が他人の人権を尊重するとともに、自らの人権を侵害されないよう、人権について正しい知識を身に付け、日常生活に生かし明るい未来が展望できるようにする。そのため、ビデオの視聴等を通じて、基本的人権尊重の精神を育み、自他の命の尊さを再認識し、特にいじめについて考え、いじめ防止を図る。

・開催内容

日 時 平成26年11月13日(木) 午後2時40分～4時10分

場 所 道志中学校 体育館

対象者 1～3年生 37人 保護者 17人

出席者 甲府地方法務局大月支局長
地区人権教育を推進する会 会員
地区人権擁護委員
村役場人権担当

・人権教室の流れ

講師 地区人権教育を推進する会

① 始めに

- ・人権とは
- ・人権の歴史 世界人権宣言等

② いじめについて知る ビデオ「いつか見た青い空」視聴

- ・いじめの構造 ゲーム感覚からエスカレート
- ・ストップザいじめ 我慢しない 嫌だという
- ・いじめは絶対許さない

③ 人権感覚を磨く 「ひまわりの丘」資料

- ・世界の現実、日本の現実を知る
- ・人権尊重精神の浸透
- ・命の尊さを心に焼き付ける

4. 実施する際に生じた課題及びその解決策

- ・取組を実施する際に生じた課題
「人権教室」については、継続的な取組として位置付けていない。
- ・課題に対する解決方法
生徒会活動、学校行事等の主体的な自治活動を通して、人権が尊重される集団や環境をつくる学校教育をより確かなものにするために、「人権」という言葉を用いた取組を意図的に位置付けていく。
甲府地方法務局大月支局や地区の人権擁護委員等、意図的・継続的に外部の関係機関と連携を図っていく。

5. 実践事例の実績、実施による効果

◇「通学用指定カバン自由化」の取組を通して
「通学用指定カバンの自由化」に向けての取組の目的や内容、方法、評価等の在り方については、校則検討委員会（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、生徒会担当）が中心となり検討を重ね、職員会議で全職員の共通理解を得ながら、主に生徒会担当がより質の高い豊かな活動に広げていくという指導方針のもとに具体的な取組を進めてきている。指導の基盤に据えていることは、(1)生徒の要求と結び付いている、(2)生徒会の決議に基づいて取り組まれる、(3)生徒会組織によって実行され総括される、という指導のP D C Aの視点である。

特に、学習指導要領が定める特別活動の目標である人間性や社会性の伸長等を目指し、全校生徒に関わる「通学用指定カバンの自由化」という共通課題の解決に向けた具体的な取組であり、生徒会自治活動の集団生活の向上を目指した自主管理における責任と義務の意識の高揚を大きなねらいとした取組でもあった。

◇系統的な平和学習の取組を通して

本校の総合的な学習の時間は「生きる」を全校テーマに設定している。特に人権教育に関わる「人が生きる」ということ、「平和とは何か」ということを探究する学習を展開している。これは、生徒による主体的な自治活動によって、生徒一人一人や生徒会という組織の中に「人間がよりよく生きる」という人権尊重等の価値を創造していくという課題を追求するものである。生徒にとっては、いじめや暴力などの人権侵害を許さない学校づくりの具体的な取組の成果として、人権を守り抜こうとする生徒自らの決意と、中学校生活3年間に醸成した人権に対する意思の表明を「ヒロシマへの修学旅行」における平和集会での平和宣言に集約し、まとめることを続けてきた。

「ヒロシマへの修学旅行」における平和宣言の内容は、次の通りである。

【道志中学校第3学年平和宣言】

○平和の定義

私たちにとっての平和とは、みんなが毎日笑顔で仲良く暮らし、争いごとがなく、一致団結することである。

○平和を守るための5箇条

- ・誰かのためになることをする。

- ・広い心をもつ。
- ・学校生活を常に笑顔で楽しむ。
- ・平和を一人一人が願う。
- ・一人一人を認め合う。

◇創作劇の取組を通して

創作劇は、地域を見つめたり、学んだりする機会となった。また、生徒同士の学び合いや教員と生徒のつながりなど学級づくりにも役立てることができた。生徒にとって、脚本にない動作や受け答えなど表現力の面でも工夫できる場所があった。また、取組の中で、生徒は脚本をもとに練習しながら地域について学ぶことができた。新巖道峠のような創作劇は、当時の資料や聞き取りなどで内容をしっかり検証して創作する必要性を再認識した。

そして生徒たちはお互いの良さを発見して認め合ったり、地域の方々の協力や絆を実感して助け合ったりすることの大切さを学んでいる。今後も、生徒の頑張りと多くの人の協力によって実践を続けていきたい。

◇人権教室の実施を通して

今回、地区人権擁護委員や人権教育を推進する会の協力を得て、人権教室を実施し、親子でいじめの根絶に向けた話を聞くことができた。人権教室では、人権の歴史から始まり、特にいじめについては、まずビデオを視聴していじめの実態を把握しながら、どのようにしたらいじめを防げるのか、講師の話を聞きながら親子で考えを深めることができた。今後、ふだんの生活でお互いの人権を尊重し合いながら、いじめの予兆の段階から防ぎ、互いが安心して学校生活を送れるような実践力を高めていけるようにしていきたい。

また、この人権教室と並行して人権作文を取り上げ、次のように取り組んできた。

<生徒への人権作文の指導>

毎年継続した取組として、夏季休業前に国語科の授業の中で、人権作文へ取り組んでいる。国語科の目標に加えて、人権作文コンテスト（法務省主催）の趣旨「中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けること」を目標として指導に当たっている。

<優秀作文の人権作文コンテストへの応募>

甲府地方法務局と山梨県人権擁護委員連合会による「全国中学生人権作文コンテスト山梨県大会」、山梨県保護司会推進委員会による「社会を明るくする運動山梨県作文コンテスト」へ作品を応募し、入賞を目指している。

6. 実践事例についての評価

◇「通学用指定カバン自由化」の取組

年度初めの5月に行った第1回生徒総会において、生徒会の大目標を「道志中の伝統に誇りをもち、何事にも本気になれる学校」、スローガンとして「誇り～伝統の向上～」を決議し、9月の学園祭（若鮎祭）を始め様々な活動で多くの成果を上げ

てきている。生徒会活動のねらいは前述の通りであり、自治的能力の育成には自主管理の面と文化活動の面があると思われるが、学園祭が文化活動の最大の発表の場であるとするならば、生徒総会は自治活動の最高の表現の場でもある。定例の生徒総会ではなく、校則と生徒会規約を見直すための臨時生徒総会という特別な意義もある。第1回生徒総会で確認し合った「何事にも本気で取り組み、道志中の伝統を向上させる」という方針に関わる活動として「通学用指定カバンの自由化」を位置付けて取り組んできた。民主主義の原則「みんなで決めて、みんなで実行する」ことを追求する活動であり、生徒一人一人や生徒会組織として培ってきた生徒会の質を問い、そのレベルを確認し合う有効な機会とすることができたように思われる。

◇系統的な平和学習の取組

20数年来伝統的に毎年夏季休業中の8月6日（広島平和記念式典開催の日）を全校登校日とし、生徒会主催による平和集会を行っている。さらに、平成15年より1年生では焼津港を母港とする第五福竜丸事件の講話集会、2年生では第五福竜丸展示館（東京夢の島公園内）の展示見学、3年生でのヒロシマへの修学旅行における被爆体験者による平和講演会と平和記念公園での平和集会をメインの活動として系統的に平和学習に取り組んできた。10年以上の長い期間継続して取り組んできたことは、大いに評価できると思う。

◇創作劇の取組

生徒の感想

（1年男子）

東日本大震災で人や建物が流され大変なことが起こったけれど、みんなが助け合ったので日本人はすごいと思いました。この地域の人たちもみんな助け合ってきたので私は見習いたいと思いました。みんながバラバラだとまとまらないので、心を一つに助け合っていきたいです。この地域の人たちと挨拶したり仲良くしたりして交流を深めていきたいです。

（2年女子）

ここは、田舎で不便なところもあるけど、田舎だからこそみんなの団結力が強いのだと思う。過去に起きた水害のときも、みんなで子供を救助したり、将来について考えたり、新しく家を建てたりと団結できたのだと思う。私も劇のように努力したい。

保護者の感想

子供が劇のことを話してくれて、初めてこの地域にもかつて大きな災害があったことを知りました。一人一人が当時の村人になりきって演技をしていたことがとてもすばらしかった。みんなで助け合うことの大切さを感じた。

◇人権教室の実施・人権作文の取組

本校の学校教育目標にある「知・徳・体の調和を重視し、人間性豊かな生徒の育成」を目指した人権教育を具現化するために、その具体的な取組としての人権教室を実施したり、全校生徒への夏季休業中の課題として「人権作文」を与えてきたり

している。本校が長年積み重ねてきた全校生徒への人権の取組を通して、人権の意義や内容の重要性を理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、人権が尊重される社会づくりに向けた行動がとれるような意思が形成されてきていると思われる。

【人権教育の指導方法等に関する調査研究会議によるコメント】

道志村立道志中学校

中学生の主体的な活動を重視した多様な取組が組織的・効果的に進められている。生徒会の自治的機能を尊重する形での通学用指定カバンの自由化の取組では職員間と地域社会の理解を得るプロセスが示されている。また、災害に立ち向かった地域の歴史をもとにして身近な問題や戦争、平和、環境などの課題を結び付ける創作劇活動や、第五福竜丸事件の講話集会（1年生）、展示館の見学（2年生）、ヒロシマへの修学旅行（3年生）など、学校全体による年間を通しての意識的で系統的な人権教育が計画されている。学校行事を中心とする人権学習の年間計画を作成する際に参考となる事例である。